

自社商品の購入に関する損害賠償が認められた事例

2023年3月

- 使用者としての立場を利用して、仕事をさせることにかからめて従業員に不要な商品を購入させたものとして、公序良俗に違反し、不法行為を構成するとして、商品代金相当分の損害賠償が認められた事例が存在。

美研事件（東京地裁、平成20年11月11日判決）の判決（抜粋）

第3 当裁判所の判断

- 3 争点3（被告らが原告に対し、その優越的な地位を濫用して、不要な商品売りつけたか）について

前記争いのない事実(7)、証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告は、前記争いのない事実(7)記載の商品を購入したが、これは、数回にわたり、被告丙川や太郎専務が、概要、商品を理解しなければ仕事はできない、そのためには商品を買う必要があるとの趣旨のことを従業員に強く申し向けたためであり、殊にカウンセラーとなってからは、営業成績を上げるために商品を購入するよう強く申し向け、原告はいったん拒否したが、これに対してさらに強く申し向けて、商品を理解しない者には仕事をさせるわけにはいかないと申し向けたため、気が進まなかったもののやむを得ず購入したと認められる。この点、証人Eは、社員割引でほしいものを買っただけとも供述するが、同証人も、営業成績の向上に資するため従業員が購入させられた趣旨も供述しており、気が進まないのに強制的に購入させられた者があることを否定するものではない。

上記は、使用者としての立場を利用して、仕事をさせることにかからめて従業員に不要な商品を購入させたものであるから、公序良俗に違反する商法であり、不法行為をも構成するものというべきである。

出所：「労働判例2009年9月1日号 No. 982」（産労総合研究所）

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。